生　徒　指　導　規　程

尾道市立向島中学校

第１章　総則

（　目　的　）

第１条　この規程は，尾道市立向島中学校教育目標「可能性への挑戦～自主・自律を確立し，社会に通用する資質・能力を身につけた生徒の育成」を達成するために制定するものである。

２　特に「自主・自律を確立し，社会に通用する資質・能力を身につけた生徒」の育成に向け生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

（　重点目標　）

第２条　向島中学校教育のめざす生徒像は，次に示す生活目標が基盤となり達成できることを確認し，重点的に取り組む。

【生活目標】

「時を守り，場を清め，礼を正す」の考え方を基底に据え，学校生活の中の「当たり前を少し丁寧に当たり前にできる力」をつける。

【めざす生徒像】

（１）変化する社会に柔軟に対応できる思考力や自分の考えを的確に表現する力をもった生徒

（２）高い倫理観，豊かな感性をもち，自分らしい生き方を探究できる生徒

（３）礼節を重んじ，相手に対して思いやりの心を忘れず，物事に誠実に対応していく生徒

（４）心身の鍛練に励み，よりよく生き抜こうとする生徒

第２章　学校生活に関すること

（　登下校等　）

第３条　登下校等については，生徒の安全を第一と考えるとともに，社会の一員として交通規則やマナーを守ることができる生徒の育成を目指し，次のことを指導し，望ましい生活習慣づくりをする。

（１）　登校時刻は８時１５分とし，（８時２０分までに席に着く），次に示す時刻を完全下校とする。(※令和２年３月時点)

・４月～秋季大会　　１８時００分

・秋季大会～２学期期末　　１７時３０分

・２学期期末～１月　　１７時００分

・２月～３月　　１７時３０分

（２）　登下校は，危険な場所や禁止された場所を避けて，交通ルールやマナーを守って交通安全に気をつける。

（３）　欠席や遅刻の連絡は，８時１５分までに原則として保護者が行う。

（４）　早退する場合は，必ず担任と保護者の確認の上で許可をする。原則，安全確保のため保護者等に迎えに来てもらう。早退する前に職員室へ行き早退する旨を伝える。

（５）　遅刻した時は，職員室にいる先生に登校の報告をし，遅刻カードを記入し教室に行く。

（６）　登校したら校外には出ない。特別な理由がある場合には，担任又は学年の職員室に連絡して許可を得る。

（７）　自転車通学は，許可を受けたものに限る。自転車通学のきまりについては，「自転車通学規定」並びに，別途「第３章　校外での生活に関すること」で定める。

（８）　登下校中は，買い食いや寄り道をしない。

（　身なり：服装　）

第４条　校内外の学習活動及び登下校（休業日を含む）の際は，学校が定める制服を正しく着用する。

（１）　休日や忘れ物等を取りに来る場合も制服又は，体操服を必ず着用する。

（２）　【冬服（10 月～5 月)】

①学校指定の紺ブレザー，ズボン，カッターネクタイ，ベルト（黒又は茶で，巾 2.5～3cm）

②学校指定の紺ブレザー，丸襟ブラウス，リボン，スカート（膝の中心から下 10cm 以内）

（３）　【夏服（6 月～9 月)】

①学校指定の白半袖ポロシャツ（左袖刺繍）ズボン，ベルト（黒又は茶で，巾 2.5～3cm）

②学校指定の白半袖ポロシャツ（左袖刺繍）スカート（膝の中心から下 10cm 以内）

（4）　カッター・ブラウス・ポロシャツは，第１ボタンまで止め，ズボンやスカートの中に入れる。カッターやブラウスを着用する際には，袖のボタンも止める。

（5）　下着は，必ず着用すること。上半身の下着は白色又はベージュを原則とし，Tシャツを下着として着用する場合は，白色のものとする。但し，ワンポイントは可とする。柄，プリント，ハイネックシャツは禁止とする。

（6）　靴下は，白色とし，かかとから15㎝以上長いものとする。ワンポイントは，可とする。但し，厳寒期は，ベージュ色のタイツ，又はストッキングを着用してもよい。

　但し，体育実技の授業の際には，脱ぐこと。スニーカーソックス（くるぶしより短いもの）ルーズソックスは禁止とする。

（7）　スカート丈は，膝頭が隠れ，膝の中心より下10㎝以内とする。

（8）　名札の着用は，上着の左胸に取り付け，忘れた場合には教室で仮名札をつけ，所定の場所に貼り付ける。また，紛失した場合には，職員室で注文する。

（9）　冬季防寒用として，次のものを認める。

①学校指定の紺色セーター，ベスト

・着用は制服の下のみを認める。

・上着を脱いでセーター・ベストでの行動は認めない。

・制服からはみ出さないようにする。

②手袋，マフラー，ネックウォーマー

・11月から3月の許可した期間のみ着用

・登下校時のみとし，靴箱で脱着し，校舎内の着用は認めない。

・色は，白・黒・紺・茶を基調に派手でないものに限る。

③ウインドブレーカー，コート

・11月～3月の許可した期間のみ着用する。

・学校を通して購入したもののみを着用する。

④膝掛け等の防寒具の持参は禁止とする。

⑤教室内等で，座布団を使用する場合は，華美でないものとし，担任に申し出て，学校の許可を得て使用する。

(10)　通学靴は，白色の学校指定のものとする。上履きは，白色の学校指定の屋内用シューズとする。体育館では，本校指定の体育館シューズを使用する。令和４年度は，１年緑色，２年青色，３年黄色とする。

(11)　体操服については，本校指定の体操服を着用し，半袖体操服を着用する場合は，シャツをズボンの中に入れる。

（　身なり：髪型等　）

第５条　常に中学生らしい清潔な髪型を心がける。

（1）　前髪が目にかからないようにする。

（2）　男子は，横は耳にかからない，後ろは，襟にかからないこと。また，女子は肩にかからないようにすること。肩にかかる時は，耳より下の位置で２つ結びまでで左右対称にくくること。輪ゴム，ヘアピンの色は黒・紺・茶とし，不必要に付けない。

（3）　特異な髪型にしない。(前髪をゴムでとめる，後ろを団子でまとめる，横や斜めにくくる　剃り込み，極端な段差のある刈り上げは不可とする。)

（4）　ヘアバンド・整髪料（ワックス・スプレー等）・染色・脱色・パーマ等については禁止とする。

（　身なり：化粧・装飾・装身具等　）

第６条　次のことを禁止とする。

（1）　口紅（色つきのリップクリームを含む），マスカラ等の化粧類の使用

（2）　マニキュア等の爪や皮膚への装飾

（3）　ピアス，指輪，ネックレス，ブレスレット サングラス，カラーコンタクト等の装身具

（4）　眉毛の剃り落とし，睫毛の加工

（5）　香水類の使用

（　所持品：カバン　）

第７条　カバンは，学校指定のものを使用する。サブバックは，黒・紺色の派手でないものを使用する。

（1）　校外での活動，各種大会でも同様である。

（2）　学校指定のカバン，サブバックへの落書き・装飾品は禁止とする。

第８条　学校生活に不必要なもの（ジュース・お菓子類，危険なもの，まんが，携帯電話，ゲーム類等）の学校への持ち込みは禁止とする。

２　不必要なお金は持ってこない。持ってきた場合は，朝必ず担任に預ける。

３　所持品は大切にし，記名をする。

第９条　　携帯電話等の情報通信機器の学校への持ち込み，校内外の教育活動，登下校時の使用については，「第６章特別な指導に関すること（携帯電話に関すること・電子メディア・ＳＮＳ等に関すること）」で別途定める。

第１０条　第２章第３条から第９条の内容に違反があった場合には，必要に応じて「第６章特別な指導に関すること」に示す指導を行う。また，不要物については，生徒を指導後，保護者に来校いただき，保護者に返却する。

（　部活動　）

第１１条　部活動に関する規程は，「部活動規程」にも示すものとする。

第１２条　生徒全員が部活動に所属するものとする。

第１３条　部活動の種類は，次の通りとする。

（１）運動系：軟式野球部　陸上競技部　サッカー部
卓球部（男・女）
ソフトテニス部（男・女）
バレーボール部（男・女）
バスケットボール部（男・女）

（２）文化系：点字部　技・美術工芸部　吹奏楽部

（３）季節限定・随時系：駅伝部　地域貢献活動部
（※必要な時期に募集・結成する部活動であり，この部だけ所属することは認められない。）

第１４条　活動にあたっては，次の事を厳守する。

（１）　第３条（１）に定めた下校時間を守って活動する.

（２）　早朝練習については，顧問が許可をし，教員がついて指導を行う。開始時間は，７時30分～8時00分までとする。8時10分までに鍵を返却し，8時15分には教室に入る。守れない場合は，早朝練習を中止することがある。（令和３年４月現在コロナ感染症対策のため自粛中）

（３）　運動部においては，部活で決めて一括購入した練習着や体操服で行い，授業日は，必ず制服に着替えて下校する。

（４）　休日や長期休業日は，部活で決めて一括購入した練習着又は体操服で登下校してもよい。

（５）　練習試合や大会に参加する場合は，保護者に事前に連絡をする。

（６）　大会参加の際は，主催者が定めるマナー等に関わる注意事項を遵守する。

（７）　水筒にお茶を入れて持参し，健康管理をする。ペットボトルを持参する場合は，タオルや専用ケースで覆い，各家庭へと責任をもって持ち帰る。

（８）　長期休業中及び土曜日，日曜日，祝祭日等の部活動においては，熱中症等の予防のため，顧問の指示によりスポーツドリンクの持参を認める。

第１５条　部活動数の増加は認めない。募集停止及び廃部の要件については，必要に応じて「部活動のあり方検討委員会」を適宜開催し，検討する。

（　授業・昼食・清掃　）

第１６条　向島中学校学習規律（学習のきまり）を守り，授業を大切にする。

第１７条　昼食は班机を基本とし，必ず自分の席で食べる。昼食時の合掌は，全員がそろった状態で行い，昼食後の合掌が終わるまでは教室内に待機しておく。
（１３時００分まで教室に待機する）

第１８条　清掃時間の開始時には，掃除集合場所に行き，号令をかけ，１０分間精一杯掃除をする。また，清掃時間終了後も集合場所に集まり，掃除の反省等を行った後にホームルームへ移行する。

（　安全と衛生　）

第１９条　　毎日規則正しい生活を送り，安全と健康管理に努め，健全な身体をつくる。

２　　保健室は静かに利用し，無用の出入りをしない。また，利用の仕方については，別記「保健室の利用について」を守ること。

３　　校舎内は走らない。

４　　緊急の災害があったときには，避難要領に従い，安全に行動する。

（　その他校内での生活　）

第２０条　学校は社会の縮図であることを自覚し，礼儀正しい生活を送る。

２　　礼節・所作は次のことに気をつける。

（１）　丁寧な言葉遣いを心がけ，自らの言動に責任をもつこと。

（２）　地域の人や来校者には「レベル５の挨拶」「TPO に応じた挨拶」を心がけて行う。
（３）　授業や諸活動の始めと終わりには，「立腰」「黙想」を行い，きちんと挨拶をする。
（４）　先輩・後輩は協力しながらも，お互いを尊敬する心を持って接する。
（５）　問題の解決は，話し合いによって公正かつ民主的に行う。
（６）　男女の交際は，お互いの人格を尊重し，エチケットを守って爽やかに行う。
３　校舎内の諸活動について次のことを守る。
（１）　公共物を大切にする。もし，破損した場合すぐに先生に申し出る。
（２）　故意又は不注意により，校内の施設や備品等を壊した場合は，本人が弁償する。
（３）　扇風機・ストーブ・エアコンはルールを守り使用する。始動と停止は教職員が行う。
（４）　自分のクラス以外に用事がない場合は入らない。また，違う学年の階にも行かない。
（５）　他人のもの（教科書・文房具・お茶等）を勝手に使用してはいけない。
（６）　昼食は，デリバリー給食か弁当を持参する。弁当以外を持参する場合は，パンかおにぎりとする。人に配ったり，弁当時間以外に食べてはいけない。
（７）　通学靴と上履きシューズを混用しないとともに，体育館では体育館シューズを使用し，校舎内では，学校指定の上履きシューズを使用すること。
（８）　体育館や教室を利用した後は，後始末や戸締りをする。
（９）　学校の備品を利用するときは，先生の許可を受けて使用し，大切に取り扱う。保健室や理科室の備品類には絶対触わらない。
(10)　生徒だけでの特別教室の使用は，原則として認めない。

第３章　校外での生活に関すること

（　家庭・地域での過ごし方　）

第２１条　家庭での生活は，生活リズムを整えるとともに，自主的な家庭学習を行う。
第２２条　家族の一員として家庭内の役割分担を積極的に行う。
第２３条　地域の方への感謝の気持ちを忘れず，積極的な挨拶を実践する。
第２４条　郷土への感謝の気持ちを忘れず，積極的な地域諸活動への参加をする。
第２５条　外出は保護者の許可を得て帰宅時間を守る。
第２６条　保護者同伴でない場合は，外泊は禁止とする。
第２７条　各種イベント，祭り等への参加は，自らの行動に責任をもち，金銭等のトラブルに巻き込まれないよう，自覚ある行動をとるようにする。
第２８条　保護者同伴でない生徒同士での飲食店，カラオケ店。ゲームセンター等への出入りは禁止とする。
第２９条　危険箇所（海，川，池，送電線施設，鉄道等）への立ち入り，及び危険行為（火遊び，遊泳禁止場所での遊泳，線路等への置き石，エアガン等の使用）は禁止とする。
第３０条　交通事故に遭わないよう自覚ある行動（登下校のヘルメット着用，交通信号の遵守等）をとる。
第３１条　地域にある公共施設や道路等（ボールを使用しての遊びが禁じられている場所等）でボールを使用しての遊びは禁止とする。
第３２条　向島中生徒としての自覚と責任をもち，服装・身なり等には十分に留意する。
第３３条　他の中学校への学校行事等への生徒のみでの見学（運動会・文化祭等）は禁止とする。

（　長期休業の過ごし方　）

第３４条　長期休業中は通常の学校生活のリズムとは異なるため，生活が不規則になりやすく，事故や問題行動が起こりやすい時期でもあることを自覚し，自らの行動には責任をもつなど有意義な時間が過ごせるようにする。

（１）　目標設定や生活設計を行い，自らの生活リズムを大切し，規則正しい生活をする。
（２）　自主的な学習計画を立て，確実に実践する。
（３）　家族の一員として，家庭内の役割分担を積極的に行う。
（４）　地域の一員として地域への貢献という視点をもち，地域の諸活動へ積極的に参加する。
（５）　部活動の目的，目標を達成するため，積極的に参加する。
（６）　（１）から（５）の事項についての詳細

は，長期休業前に別途定める。

（　自転車など交通安全　）

第３５条　向島中学校自転車通学規定を守って安全な運転を心がける。

（１）　安全運転ができるように，整備された自転車で通学する。学期に１度の自転車点検を実施し，改善個所がある場合は，速やかに改善する。

（２）　常に交通法規と交通マナーを守って通学する。坂乗車，並列，二人乗り，手放し，無灯火，傘差し運転は禁止とする。

（３）　登下校時（土日・祝日等の部活動を含む）は必ずヘルメットを着用する。

（４）　校内の定められた場所に自転車を整理して置き，校庭に乗り入れない。

（５）　自転車通学の許可がない者が，登下校時（部活動含）などに乗車した場合及び，校外への無断放置が発覚した場合は，１週間の学校保管とする。

（６）　登下校時以外に自転車を利用する場合にも，交通法規及びマナーを守り，違反があった場合には指導を行う。（自転車通学者でないものもこれに準ずる）

（７）　自転車は校内で押して歩く。

第３６条　自転車通学の条件を，次のように定める。

・第３５条（１）～（７）を遵守する生徒

・「向島中学校自転車通学規定」（２）許可の条件を満たした生徒に限り自転車通学を認める。

・健康やその他の特別な事情のある生徒

第４章　自然災害に関すること

（　警報等発令時の対応　）

第３７条　午前６時の段階で，尾道市に「特別警報」が発令した場合は，臨時休業とする。警報については，「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」「波浪警報」「高潮警報」のうち１つでも発令されていた場合は自宅待機とする。また，午前１１時の段階で発令が解除されない場合は，臨時休校とする。

第３８条　自然災害等で休校になった場合には，外出することはせず，指定された各教科の課題に取り組み，家庭学習を充実させること。

第５章　不審電話・不審者に関すること

（　不審電話への対応　）

第３９条　不審電話への対応は，次のようなことに留意し，適切に対応するとともに，被害を拡大させないように気をつける。また，不審電話があった場合は，必ず学校に連絡する。

（１）　保護者が在宅の場合は，すぐに電話をかわる。

（２）　保護者が不在の場合は，「わかりません」「学校に聞いてください」等の対応をし，質問に応えないようにする。

（　不審者への対応　）

第４０条　不審者への対応は，次のようなことに留意し，適切に対応するとともに，被害を拡大させないように気をつける。また，未然防止を心がけ，不審者に遭遇した場合には，必ず学校に連絡する。

（１）　複数での登下校を行うこと。

（２）　子ども１１０番の家等を事前に把握しておく。

（３）　防犯ブザー等を持参しておく。

第６章　特別な指導に関すること

（　対象となる問題行動例　）

第４１条　社会で許されないことは，学校においても許されないとの認識に立ち，次の問題行動を起こした生徒に対して，教育上必要と認められる場合は，特別な指導を行う。

（１）　法令・法規に違反する行為

①飲酒・喫煙行為

②暴力・威圧・強要行為

③建造物・器物破損

④窃盗（万引き・自転車盗等）

⑤占有物離脱横領

⑥性に関する問題行動

⑦薬物等乱用

⑧交通違反

⑨バイク等免許の必要なものの運転

⑩刃物等所持

⑪いじめ

⑫その他，法令・法規に違反する行為

（２）　本校の「きまり」などに違反する行為

①喫煙同席・喫煙準備行為（煙草等の所持）
②カンニング等の不正行為
③家出および深夜徘徊
④無断アルバイト
⑤登校後の無断外出・無断早退
⑥染色・脱色さらに特異な髪型等の身なり違反
⑦指導に従わないなどの指導無視及び暴言
⑧授業妨害，エスケープ等
⑨携帯電話・通信機器に関わる問題（ＳＮＳ上のトラブル，個人情報に関わる問題等）
⑩その他，学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

※①上記の行為があった場合は，即時別室での指導を行うとともに，家庭との連携を図る。
②カンニング等の不正行為に係る指導及び対応は，特別な指導と同様に行い，点数等の措置については該当教科の点数をゼロ点とする。

（　携帯電話に関すること　）

第４２条　携帯電話の学校への持ち込みは禁止とする。

第４３条　携帯電話を校内外の教育活動に持参することは禁止とする。

第４４条　携帯電話の学校への持ち込み，校内外の教育活動において所持・使用した場合は，家庭との連携を行い，１週間の学校保管とする。

第４５条　携帯電話をやむを得ず学校に持ってくる場合は，事前に保護者は学校に相談し，許可願を提出する。許可され学校に持ち込む場合は，電源を切り，登校直後に職員室に預ける。

（電子メディア・ＳＮＳ等に関すること）

第４６条　インターネット等の利用については「いつでも，どこでも，誰でも」必要な情報を知ることや，発信できる利便性と，危険性があることを踏まえ，情報モラル，ルール，マナー等を十分に理解し，被害防止，犯罪防止に努める。

第４７条　家庭等でインターネット等（パソコン・スマートフォン等）を利用する場合については，「家庭のルール」を設け，安定した生活習慣を確保する。利用状況によっては，学校から家庭に協力を要請することがある。

（　反省指導の内容　）

第４８条　反省指導の内容は，次のとおりとする。
（１）　説諭・反省文
（２）　学校反省指導（別室反省指導・奉仕活動・校長面談等）
（３）　家庭反省指導については，週休日及び休日を活用して実施することもある。

第４９条　特別な指導では，必ず複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて管理職も指導に入る。
（１）　特別な指導実施後は，担任・生徒指導主事等が保護者連絡を行う。
（２）　特別な指導の際には，指導にあたった職員が時系列で記録をとる。
（３）　特別な指導をした場合は，終了時に生徒はこれからの生活へ向けた決意を述べる。教職員はその後の生徒の様子を十分観察し，継続した指導にあたる。

（　反省指導の実施　）

第５０条　反省指導の実施は，次のとおりとする。
（１）　原則として学校反省とする。ただし，状況によっては家庭反省（保護者による説諭，出席停止等）を行う場合がある。
（２）　学校反省は登校させて別室で行う。
①反省指導期間中にある定期テスト等は別室受験する。
②反省指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会への参加は，別途協議する。

（　反省指導の期間　）

第５１条　別室指導・奉仕活動の期間は，概ね１週間以内とする。ただし，問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を生徒指導部会等で協議し，変更することもある。

（　外部関係機関との相談・連携　）

第５２条　生徒指導規定第４２条（１）及び（２）①③④⑨に関する特別な指導では，外部関係機関との相談・連携を行う場合がある。
２　外部関係機関とは，尾道市教育委員会，尾道警察署生活安全課，地元商店等を示す。

（　いじめに関すること　）

第５３条　　いじめを行ってはならない。

第５４条　　いじめをはやしたてたり，傍観したりする行為も，いじめる行為と同様である。

第５５条　　一人一人がかけがえのない存在であることを認識し，お互いの違いを認め合うこと。

第７章　試験に関すること

（定期試験及び各種試験について）

第５６条　　定期試験及び各種試験日に欠席をした場合の受験の在り方は，次の通りとする。

（１）　中間試験は試験が終了後２日以内，期末試験は試験が終了後３日以内に別室等で受験をすることができる。

※　ただし，欠席理由によって最大限の配慮をする。

第８章　生徒指導規程の周知に関すること

（　周知について　）

第５７条　生徒を対象とする全校集会等や保護者を対象とする入学説明会，ＰＴＡ総会，懇談会などで直接説明を行う。また，ホームページ等で公開する。又，必要に応じて，家庭訪問等を通して説明を行う。

付則

この規程は，令和４年４月１日から施行する。